

平成29・30年度の建設工事等に係る入札参加資格の認定について

平成29・30年度の建設工事等に係る入札参加資格を次のとおり認定する。

1 資格認定数等

区 分		全 体 数	うち県内業者
認 定 数	資格数	10,116 者 (9,801 者)	7,799 者 (7,411 者)
	認定者実数	2,878 者 (2,935 者)	2,239 者 (2,273 者)
	認定業種	全32業種	

※ () 内の数字は、平成27・28年度の当初資格認定時の業者数等である。

※ 平成29・30年度より、「解体工事」を追加する。

2 格付の認定方法

次により算定した総合数値が該当する格付基準により認定した。

(1) 総合数値の算定

ア 総合数値＝客観数値＋主観数値により算出

イ 客観数値は、資格認定申請書に添付された経営事項審査の結果の当該業種の総合評点

ウ 主観数値は、次の事項について評価

- 工事成績数値～県が発注した建設工事の完成工事成績点（加点及び減点要素）
配点：従前どおり
- 指名除外数値～指名除外，下請制限及び契約制限した月数（減点要素）
配点：従前どおり
- その他数値（加点要素）

配点等：消防団協力事業所の認定，協力雇用主の登録に係る評価を追加。その他の項目は従前どおり。

(2) 格付基準

業種 格付等級	土木一式 工 事	建築一式 工 事	とび土工コンクリ ート工事 解体工事	法面処理工事	舗装工事	造園工事	電気工事	管工事
A	1,250 以上 (1,235 以上)	1,145 以上 (1,080 以上)	980 以上 (945 以上)	1,005 以上 (965 以上)	1,050 以上 (1,085 以上)	830 以上 (850 以上)	925 以上 (915 以上)	930 以上 (915 以上)
B	870 以上 (875 以上)	855 以上 (835 以上)	820 以上 (790 以上)	850 以上 (825 以上)	870 以上	750 以上 (760 以上)	790 以上 (765 以上)	780 以上 (770 以上)
C	660 以上	670 以上 (660 以上)	715 以上 (700 以上)	675 以上 (660 以上)	715 以上 (700 以上)	670 以上 (675 以上)	690 以上 (660 以上)	675 以上 (665 以上)
D	660 未満	670 未満 (660 未満)	715 未満 (700 未満)	675 未満 (660 未満)	715 未満 (700 未満)	670 未満 (675 未満)	690 未満 (660 未満)	675 未満 (665 未満)
業種 格付等級	鋼構造物 工 事	塗装工事	水道工事	しゅんせつ 工 事	機械器具設置 電気通信工事			
A	865 以上 (940 以上)	915 以上	915 以上	750 以上	915 以上			
B	745 以上 (765 以上)	765 以上	765 以上	640 以上	650 以上			
C	680 以上	670 以上	670 以上 (675 以上)	640 未満	650 未満			
D	680 未満	670 未満	670 未満 (675 未満)	(注)・最下位以外は下限値を示す。(上限は上位等級の下限未満) ・() 内の数字は現行の格付数値を示す。				

3 有効期間

平成29年6月1日から、平成31年度以降の資格認定日まで。

**平成 29・30 年度の測量・建設コンサルタント等業務に係る
入札参加資格の認定について**

平成 29・30 年度の測量・建設コンサルタント等業務に係る入札参加資格を次のとおり認定する。

1 資格認定数等

区 分		全 体 数	うち県内業者	
認 定 数	資格数	延分野数	1,756 者 (1,759 者)	703 者 (737 者)
		延部門数	9,269 者 (9,137 者)	3,819 者 (3,876 者)
	認定者実数		768 者 (769 者)	354 者 (366 者)
	業務分野		6 分野 46 部門 (全分野・全部門)	

※ () 内の数字は、平成 27・28 年度当初認定時の業者数である。

業務分野は次のとおり。(分野毎の専門で細分化した 46 業務部門毎に資格を認定した。)

業務分野	業務部門	部門数
測量業務	測量一般, 航空測量, 地図の調整	3
建築関係建設コンサルタント業務	建築一般, 意匠, 構造, 電気等	10
地質調査	地質調査	1
土木関係建設コンサルタント業務	道路, トンネル, 電気・電子等	21
補償関係建設コンサルタント業務	土地調査, 土地評価, 物件等	8
その他業務	不動産鑑定, 登記手続, その他	3

2 格付の認定方法

次により算出した業務分野毎(その他を除く)の総合数値が該当する格付基準により認定した。

(1) 総合数値の算定

ア 総合数値＝客観数値＋主観数値により算出

イ 客観数値は、業務分野別実績高、自己資本額、営業年数、技術者数により算出

ウ 主観数値は、次の事項について評価

- 業務成績数値～県が発注した業務の完了業務成績点(加点及び減点要素)

配点：従前どおり

- 指名除外数値～指名除外、再受託制限及び契約制限した月数(減点要素)

配点：従前どおり

- その他数値(加点要素)

配点等：障害者雇用の状況、広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度の登録、消防団協力事業所の認定、協力雇用主の登録に係る評価を追加。その他の項目は従前どおり。

(2) 格付基準

格付	測量業務	建築関係建設 コンサルタント業務	地質調査業務	土木関係建設 コンサルタント業務	補償関係建設 コンサルタント業務
A	205 点以上 (185 点以上)	145 点以上 (135 点以上)	160 点以上 (155 点以上)	175 点以上 (170 点以上)	200 点以上
B	130 点以上	100 点以上 (90 点以上)	90 点以上	110 点以上	130 点以上
C	130 点未満	100 点未満 (90 点未満)	90 点未満	110 点未満	130 点未満

(注)・最下位以外は下限値を示す。(上限は上位等級の下限未満)

・() 内の数字は現行の格付数値を示す。

3 有効期間

平成 29 年 6 月 1 日から、平成 31 年度以降の資格認定日まで。